

基本指針と県予防計画の対照表

注1) 骨子案第2部新興感染症対策に記載している項目はセル色を      に塗りつぶしている。

注2) 「秋田市」の欄の○は必須記載、△は任意記載の項目を示している。

【国】 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（基本指針）	(法令において予防計画に記載が求められる事項)	【県】 予防計画				(参考)			秋田市	
		部	章	節	項番	県予防計画における記載項目	既存	新設		数値目標
一 感染症の予防の推進の基本的な方向	(任意)	第1部	第1章			計画の概要と基本的な方向				
二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	一 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項		第2章	1節		感染症の発症予防	○			○
三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項				2節		感染症のまん延防止				
四 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	二 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項		3節		感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究		○		△	
五 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	三 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	第2部	第2章	3節	2	病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上		○		○
六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	第1部	第2章	4節		医療提供体制の整備	○			
七 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	五 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	第2部	第2章	3節	1	医療提供体制				
八 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項										
九 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項	六 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項	第2部	第2章	3節	1	医療提供体制		○	○	○
	1. 協定締結医療機関（入院）の確保病床数					○	○			
	2. 協定締結医療機関（発熱外来）の機関数					○	○			
	3. 協定締結医療機関（自宅療養者等への医療の提供）の機関数					○	○			
	4. 協定締結医療機関（後方支援）の機関数					○	○			
	5. 協定締結医療機関（人材派遣）の確保人数					○	○			
	6. 医療措置協定に基づき個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関の数					○	○			
	7. 検査の実施件数（実施能力）、検査設備の整備数					○	○	○		
	8. 協定締結宿泊施設の確保居室数					○	○	△		
	9. 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数					○	○	○		
	10. 保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、即応可能なIHEAT要員の確保数		○	○	○					
十 宿泊施設の確保に関する事項	七 宿泊施設の確保に関する事項				4	宿泊療養体制		○		△
十一 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	八 第四十四条の三の二第一項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は第五十条の三第一項に規定する新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項				5	外出自粛対象者等の療養生活等の環境整備		○		○
十二 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項	九 第六十三条の三第一項の規定による総合調整又は第六十三条の四の規定による指示の方針に関する事項				6	関係機関等との連携・情報共有体制及び知事による総合調整		○		
十三 第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に関する事項	(任意)				1	医療提供体制				
十四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	(任意)	第1部	第2章	5節		感染症に関する啓発及び感染症患者等の人権の尊重				△
十五 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	十 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	第2部	第2章	3節	7	感染症予防に関する人材の養成及び資質の向上		○		○
十六 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	十一 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項				8	保健所体制の強化		○		○
十八 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項	十二 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項	第1部	第2章	6節		緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供	○			○
十九 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	(任意)	第1部	第2章	7節		感染症予防の推進に関するその他の重要事項				